

## 【介護報酬改定の概要】

### ○ 緊急時訪問看護加算

緊急時訪問看護加算を算定している利用者であって、医療機器等を使用している特別な管理が必要な状態の者（※）について、夜間帯に計画外の訪問を行った場合に、早朝・夜間、深夜加算が算定できるよう算定要件を見直した。

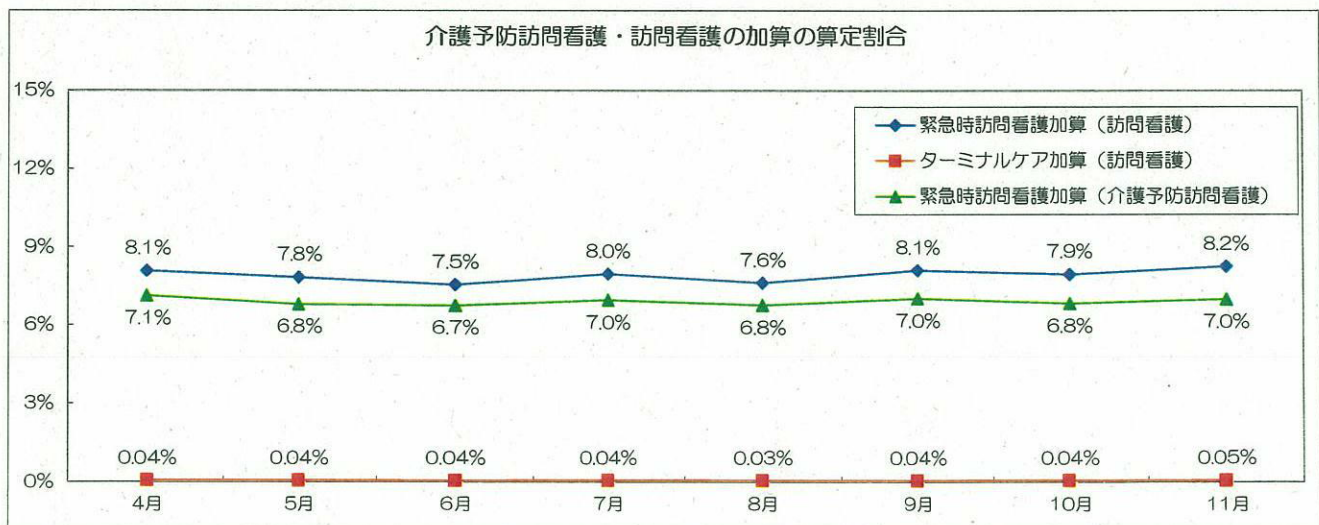
※特別管理加算を算定する状態の者

### ○ ターミナルケア加算

従来の「前月訪問」の要件を見直す一方、ターミナルケアのプロセスを重視する観点から算定要件を見直すとともに、在宅以外で24時間以内に死亡した場合も評価の対象とした。

## 【介護報酬改定後の動向】

- 訪問看護の緊急時訪問看護加算の算定割合は、（平成18年4月）8.1%から（平成18年11月）8.2%に推移。
- 介護予防訪問看護の緊急時訪問看護加算の算定割合は、（平成18年4月）7.1%から（平成18年11月）7.0%に推移。
- 訪問看護のターミナルケア加算の算定割合は、（平成18年4月）0.04%から（平成18年11月）0.05%に推移。
- 緊急時訪問看護加算の算定単位数は、平成17年4月を100%としたとき、平成18年11月には、5%の増加が見られる。
- 改定後のターミナルケア加算の算定単位数は、改定前に比べ、増加傾向にある。



注) 算定割合は、各事業所のサービス回数に対する各加算の算定回数の割合である。  
\*介護給付費実態調査（平成18年度各月サービス提供分）